

## 令和6年度滋賀県土木交通部総合評価方式等に関する説明会 質問および回答

注意:①下記の回答については、一般的な解釈であり、最終的な判断は案件ごとに開催されます総合評価審査部会にて審査のうえ決定されます。

②「土木交通部建設工事等における総合評価方式運用ガイドライン 令和6年4月 滋賀県土木交通部技術管理課」に対する質問の回答であるため、当部以外のガイドラインには対応していません。

### ● 総合評価タイプ選定表の見直しについて

ご質問	回答
価格競争選択可から総合評価に見直された難易度Ⅲの工事区分について、令和5年度の実績はどの程度あるのか。	具体的な件数は回答できないが、件数としては多くない。
価格競争選択可の範囲内で価格競争と総合評価の割合はどの程度か。	件数ベースで価格競争7割、総合評価3割程度の割合実績である。

### ● 評価項目の見直しについて

ご質問	回答
①配置予定技術者等の資格における評価対象資格の追加について、橋梁修繕工事は下部工事も含むのか。	橋梁上部工事の修繕工事が対象となる。
②CCUS活用工事における評価要件の見直しについて、就業日数90%達成の履行確認は何をもって行うか。	ガイドライン37ページに記載のとおり、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。
⑤独自評価項目（国土交通省による表彰・受賞）について、何件程度発注の予定か。	難易度Ⅲの工事において、工事内容に応じて設定する。

### ● その他

ご質問	回答
ICTの取組実績および週休2日工事の取組実績の実績証明書は必要無くなったのか。	ICTおよび週休2日工事の取組実績証明書の提出を求める評価項目が無くなったため、証明書様式を廃止しており、ホームページからも削除している。

以上